

## 参考

# 要介護・要支援認定 更新申請のご案内

認定の有効期間が、平成28年2月29日で終了します。介護サービスが必要な方は申請してください。ケアマネジャー等による申請の代行も可能です。

### 【申請方法】

- 受付期間：1月4日～1月29日
- 受付場所：刈谷市役所1階 長寿課
- 必要なもの：

|                          | 被保険者本人が申請                                      | 家族が代理で申請  |
|--------------------------|--|---|
| ①申請書                     | 必要（主治医氏名はフルネームで記入）                             |   |
| ②介護保険被保険者証               | 必要   |   |
| ③かいごの問診票                 | （提出希望者のみ）必要                                    |   |
| ④健康保険証                   | （65歳未満の方のみ）必要                                  |   |
| ⑤被保険者本人のマイナンバー（個人番号）確認書類 | 次のいずれか<br>・個人番号カード<br>・通知カード<br>・住民票の写し（個人番号付） | 次のいずれか又はその写し<br>・個人番号カード<br>・通知カード<br>・住民票の写し（個人番号付）                        |
| ⑥本人確認書類                  | 必要   | 必要（家族のもの）   |
|                          | 1点でよい主なもの…個人番号カード・運転免許証<br>運転経歴証明書・身体障害者手帳     |   |
|                          | 2点必要な主なもの…介護保険被保険者証・介護保険負担割合証<br>健康保険証・年金手帳    |   |
| ⑦申請委任の書類                 |  | 次のいずれか<br>・介護保険被保険者証又は健康保険証（被保険者本人のもの）<br>・別紙「要介護・要支援認定更新のお知らせ」の通知書<br>・委任状 |

◎紛失等により、⑤～⑦の書類がない場合は、長寿課にお問い合わせください。

### ケアマネジャー等が申請を代行する場合

- ・被保険者本人の申請に関する判断が困難等で、ケアマネジャー、介護保険施設職員が申請を代行する場合は、⑤～⑦の書類は不要で、申請書にマイナンバーの記載も必要ありません。

### 【訪問調査について】

- 申請後、訪問調査に伺いますので、ご家族の立会いをお願いします。
- 調査は、平日午前9時から午後4時（土・日、祝日を除く）の間で、概ね1時間です。

介護サービスの利用予定がない方は、必ずしも申請する必要はありません。

（申請されない場合、次のことにご注意ください。）

- ・認定が切れても、改めて申請することができます。認定結果が出るまで1ヶ月程度かかりますので、緊急にサービスの利用が必要な場合は、ご相談ください。
- ・確定申告の障害者控除について、65歳以上で要介護1以上の方は対象になる場合があります。
- ・申請を見合わせる場合は、長寿課にご連絡ください。

【問合せ先】 刈谷市役所長寿課 介護認定給付係 電話0566-62-1013

裏面に申請書の記入例があります